

「個人情報保護制度の見直し」は地方自治の破壊につながる

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

昨年12月23日にまとめられた「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」（個人情報保護見直しに関するタスクホース）は、わずか1月15日までの短い期間でパブリックコメントが行われた。

しかしこの「最終報告」は、この間営々と積み重ねてきた自治体の個人情報保護制度、個人情報保護条例をつぶそうとするもので、大問題である。しかもマスコミにはほとんど取り上げられていない。

そこで昨年1月11日に、府中・生活者ネットワーク主催で開催された学習会における原田富弘さん（共通番号いらないネット）の報告を参考に問題点を考えたいと思う。

1. 個人情報見直しの背景

個人情報保護制度の見直しに関する最終報告で述べられている「個人情報見直しの背景」は次のとおり。

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。
⇒ 個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要。
2. 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。
⇒ データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正する必要。
＜不均衡・不整合の例＞
 - ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
 - ・ 国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
 - ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
 - ・ 地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）
3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR十分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が一層向上。

▽ ▽ ▽

ここで自治体行政との関連で問題なのは、2. で指摘されている「2000個問題」である。2000個問題とは何だろうか。以下は、個人情報保護法制2000個問題について（平成28年11月一般財団法人情報法制研究所）からの引用である。

<2000 個問題とは何か>

(1) 条文のばらつきが予想以上の大きいこと

「個人情報」の定義の違いだけではなく、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「加工情報」・「非識別加工情報」の有無、学術研究利用の適用除外条項の有無、安全管理の水準などかなりばらついている。

(2) 解釈権が 2000 個に分立していること

モデル条例を採用するなど条文を統一しても解釈権が自治体に残れば、識別性判断基準、照合性判断基準などがばらつき、非個人情報化の手法に大きく影響する。

⇒例：記名式 Suica 履歴データ無断提供事件の法的評価が適法と違法に分かれる。

➡オープンデータ政策などにも大きく影響

(3) 各個人情報保護審議会（審査会）の答申—手続き上の課題

自治体が保有する個人データの連携が必要な場合に、関連するそれぞれの自治体の個人情報保護審議会の答申を待たねばならないという手続的制約がある。審議会の委員の経歴、専門性等もばらつきがあり、判断が異なることが多い。地方においては必ずしも個人情報保護法制に明るい人材がいるわけではなく、2000 の審議会の水準を同等にすることは極めて困難であるように思われる。

(4) 個人情報保護法の 3 年ごと見直し条項—国家法と自治体法の乖離

国の個人情報保護法は、越境データ問題解決のために今後も改正が繰り返される（例えば、プロファイリング規制条項の導入は検討課題となっている。）

個人情報保護法制における国家法と自治体法は 3 年ごとに乖離していくことになる。地方議会は、マイナンバー条例の改正など関連条例含めて改正圧力にさらされて疲弊することになり、放置する自治体も増加するほどに、統一性はさらに崩れていくほかない。

△ △ △

以上長々と引用したのは、「民間事業者」＋「国の行政機関」＋「独法」＋「自治体（都道府県 47、市区町村 1750、広域連合等 115）」という約 2000 個の法律、条例などがあり、条文、解釈権、個人情報審査会などのバラツキがあり、特に「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「加工情報」・「非識別加工情報」の有無、学術研究利用の適用除外条項の有無などを問題視していることである。

しかもその「問題視」は民間企業サイドだけでなく、大学等の研究者の間でも広がっていることである。2000 年の地方分権改革において、自治体の法令解釈権や条例制定権が確立されたことを忘れ去ったかのごとく有様である。

2. 個人情報保護制度見直しの全体像（「最終報告」概要から

最終報告における全体像は、以下のようにまとめられている。

① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法

律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。

- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めた GDPR の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

※ GDPR 十分性認定問題（日弁連 情報問題対策委員会）

- ・ パーソナルデータの EU 域外への移転の制限（44 条）
- ・ 十分性認定に基づく移転（45 条）
- ・ 第三国…が十分なデータ保護の水準を確保していると欧州委員会が決定した場合、当該第三国…への個人データの移転を行うことができる。その移転は、いかなる個別の許可も要しない。
- ・ 2019 年 1月23日 日本を十分性認定

▽ ▽ ▽

ここでも自治体行政との関連で①の自治体の個人情報保護制度について「全国的な共通ルール」を規定するという問題と、全体の所管を個人「情報保護委員会に一元化」するという問題を取り上げたい。

<法制化の方向性>

まず法制化の方向性について、次のように6点について示されている（本文より）

1. 地方公共団体等の個人情報保護制度の上記のような課題を解決するためには、全ての地方公共団体等に適用される全国的な共通ルールを法律で規定することが効果的であり、適当である。
2. その上で、国が地方公共団体等に対し、個人情報の取扱いについて、一般的に、あるいは感染症対策等の全国統一的な運用が求められる行政分野ごとにガイドライン等を示すことにより、地方公共団体等の的確な運用を確保することが適当である。
3. それにより、地方公共団体等も含めた我が国全体で、個人情報保護とデータ利活用のバランスを図り、個人情報保護制度全体の整合性を確保し、制度の全体的・機動的な見直しを可能とするとともに、我が国の成長戦略との整合や国際的な制度調和を図ることも可能となる。
4. 国と地方公共団体との適切な役割分担の視点から見ても、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を図るため、個人情報保護について全国的な共通ルールを法律で規定するとともにガイドライン等を示すことは、「全国的に統一して定めることが望ましい…地方自治に関する基本的な準則に関する事務」（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2第2項）として国が担うべき役割であると考え

られる。

5. 他方、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う地方公共団体においては、住民と直接的に関わる施策を実施することが多く、これに伴い必然的に大量かつ多様な個人情報保有することになることから、個人の権利利益の保護のため、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図り、必要な保護措置を講じてきた経緯がある。法制化後も、地方公共団体等が地域の課題に対処するため、国による対応を待つことなく独自の施策を展開することは依然として求められるものであり、これに伴い保有する個人情報について、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を講じることについては、否定されるべきものではないと考えられる。また、これまでの地方公共団体等における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配慮し、制度の安定性を確保する必要がある。
6. 施行期日は、地方公共団体等における条例等の改廃や運用の見直し等必要な準備に十分配慮して設定し、国は、地方公共団体等の準備についてガイドラインの作成等必要な支援を行うことが適当である。

▽ ▽ ▽

このように、一応「法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を講じることについては、否定されるべきものではない」ことや、「これまでの地方公共団体等における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配慮し、制度の安定性を確保する必要がある」としているものの、次の「情報保護審議会に一元化」の問題とあわせて考ええると怪しくなる。

<情報保護審議会に一元化 改正の方向性>

1. 今般の一元化は、独立規制機関である個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等の4者における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制を構築しようとするものである。
2. このような今般改正の趣旨からは、一元化後は、個人情報保護委員会は、民間事業者との関係だけでなく、国の行政機関や独立行政法人等との関係でも、個別の個人情報の取扱いについて、独立規制機関としての立場で、その当否（義務違反の有無）を判断する立場にあると整理する必要がある。
3. 本人からの開示請求等に対して適正に対応することは、保有個人情報を目的外に利用しないことや漏えい等の生じないよう適切に管理することと並ぶ行政機関等の義務であるから、一元化後は、行政機関等の個別の開示決定等の当否についても、独立規制機関である個人情報保護委員会の判断が及ぶものと整理する必要がある。
4. このような整理を制度上最も直截に実現するとすれば、一元化後は、個人情報保護委員会を開示決定等に係る審査請求の一元的な裁決機関と位置付けることとなる（国家公務員への不利益処分について、人事院が一元的な裁決機関と位置付けられているこ

とと類似)。

5. しかしながら、このような形での制度改正には、

- ① 個人情報保護法上の開示決定等についての不服審査と行政機関情報公開法上の開示決定等についての不服審査とを完全に分離することとなり、相互に関連する両法の間での解釈の整合性が失われるおそれがある
- ② 平成17年以来、情報公開・個人情報保護審査会において行われてきた不服審査との連続性が断たれることとなり、これまで蓄積されてきた知見が引き継がれないおそれがあるといった問題があり、今般の一元化の機に採るべき方策としては、必ずしも適当ではない。

6. そこで、

- 一元化後も、現行の情報公開・個人情報保護審査会の機能を基本的に維持することとしつつ、
- 行政機関等の個別の開示決定等の当否についても、個人情報保護委員会の判断が及ぶようにするため、個人情報保護委員会は、特に必要と認める場合には、開示決定等の当否について、行政機関等に対して勧告を行い得ることとするのが適当である。

7. この場合において、個人情報保護委員会による上記勧告は、情報公開・個人情報保護審査会における審議結果を踏まえ行われる必要があることから、審査会への諮問の内容とそれに対する答申の内容を個人情報保護委員会に対して共有することが適当である。

▽ ▽ ▽

ここで示されている情報公開・個人情報保護審査会は国の機関だと思われ、自治体の同審査会（自治体では情報効果審査会と個人情報審査会とを別に置く自治体が多いと思われるが）との関係は不明であるが、いずれにしても最終報告における個人情報保護委員会が情報公開・個人情報保護審査会の上位に位置する制度設計であると思われる。

そうであるとする、「全国統一ルール」が「個人情報保護に関する準則」として機能していくことが容易に想像できる。

3. 自治体の住民情報を守ってきた個人情報保護条例が潰される！（原田富弘氏のレポートから）

改めて、自治体の個人情報保護条例との関係で問題点をみることにする。この点に関しては、共通番号（マイナンバー） いらぬネットブログから原田富弘氏のレポートから、主な論点をまとめておきたい。

●国に先行して作られてきた自治体の保護条例

日本の個人情報保護制度は、住民のプライバシーを守り住民に信頼される行政を運営し

ようとする地方自治体の創意工夫で作られてきた。1970年代から各地で条例が作られたが、国は10年遅れて1988年に行政機関のコンピュータ処理のみを対象とした法律をつくり、個人情報保護法ができたのは2003年だった。

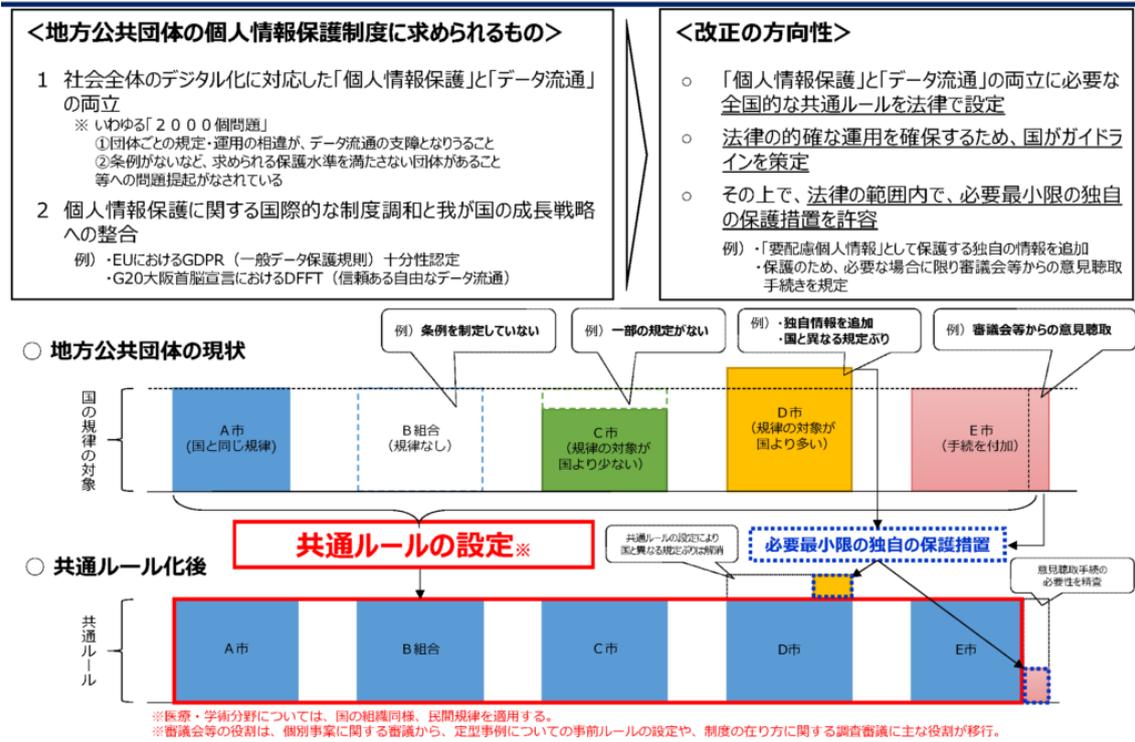
今回の「最終報告」でも「国の法制化に先立ち、多くの団体において条例が制定され、実務が積み重ねられてきた。独創的な規定を設けている条例も見られるなど、地方公共団体の創意工夫が促されてきたところであり、我が国の個人情報保護法制は、地方公共団体の先導的な取組によりその基盤が築かれてきた面がある。」(32頁)と評価している。地方自治が発揮された条例だ。

にもかかわらず「最終報告」は、自治体で積み重ねられた成果を尊重せず、独創的な規定を認めない国基準化を強権的に押しつけようとしている。

●条例の「国基準化」とはどういうことか

自治体が創意工夫で条例をつくり、審議会など住民参加で運用してきたことから、自治体ごとに規定の違いがある。

「最終報告(概要)」の図示(下図)では、国と同様の規定をしている団体(A)もあれば一部事務組合など保護条例のない団体(B)もあり、法律に比べて保護規定が不足している団体(C)もある。その一方で国にはない独自の保護規定をしている団体(D)や規定は国と同様でも収集・提供・利用などで審議会の意見を聞く手続きを付け加えている団体(E)など、上乘せ横出しもある。



それを国の法律と同じ規定（上図の青色）に揃えて、共通化ルール化し、独自の規定を極力なくそうとしている。「最終報告」では、個人情報の定義、要配慮個人情報の定義、個人情報の取扱い（保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限等）、個人情報ファイル簿の作成及び公表等、ほぼすべての規定を国と同じにしている。

● 条例の独自の保護規定はどうなるのか

自治体の中には、共通ルール化しても現在の保護規定は残せるとして（期待して）いる団体もあるようだ。しかし「最終報告」はそうではない。

（5）条例で定める独自の保護措置（「最終報告」39頁～）では、以下のように述べている。（イタリック体は私の意見）

1. 共通ルールより保護水準を下げるのは認められない（これはいい）
2. 共通ルールより保護水準を高める規定は「必ずしも否定されるものではない」。ただし「共通ルールを設ける趣旨が個人情報保護とデータ流通の両立を図る点にあ」り、条例で独自の保護措置を規定できるのは、特に必要な場合に限る（保護のみを考えた規定は認めないということ）
3. 国が保有することがない個人情報（LGBT、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等）については、不当な差別・偏見のおそれが生じる得る情報として条例で保護規定を追加できる（これら以外の追加は認めない）
4. 法律で共通ルールを定め、解釈は国がガイドラインで示すので、個別の収集・利用・提

供などの取扱いについて「審議会等に意見を聞く必要性は大きく減少する」（審議会等で取扱いを判断するな、ということ）

つまり国が許容する独自の保護規定は、3. だけということだ。

●個人情報保護委員会が監視し、国が従わせる

では自治体が独自の保護規定を残したり、追加しようとするとうなるのか。「最終報告」では、独自の保護措置を「必要最小限」に抑制するための手続きを書いている（下図参照）。

独自の保護規定を条例で規定しようとする自治体は、個人情報保護委員会に事前確認し、定めた条例を個人情報保護委員会に届け出、委員会は必要に応じて助言等監視し、違法または著しく適正を欠く場合は国は地方自治法等に基づき助言・勧告をし、是正の要求をして「国地方係争処理委員会」や裁判に訴えて従わせる、としている（41 頁）。

地方自治は憲法で保障され、自治体は法律の上乗せ横出しなどの自治立法権を持っている。また個人情報保護法第5条は「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と規定している。

「最終報告」は地方自治を軽視し、地域の特性に応じた個人情報保護の要請にも反している。

地方公共団体の条例による独自の保護措置を必要最小限に留めるための手法 3

手法	具体的内容	期待される効果
(1) 法律による規律の統一	<ul style="list-style-type: none"> 国は、法律で全国的な共通ルールを規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体間の規律の相違が解消される。
(2) ガイドライン等に従った運用	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁は、その所管する事務に係る個人情報の取扱いのうち、全国統一的な運用が求められるものについて、ガイドライン等で考え方を提示する。 地方公共団体は、ガイドライン等に従って運用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の保護措置は法律の趣旨に沿ったものに収められる。
(3) 個人情報保護委員会への事前確認	<ul style="list-style-type: none"> 独自の保護措置を条例で規定しようとする地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し、情報の提供、助言等の必要な支援を求めることができる。 個人情報保護委員会は、必要に応じて、情報の提供、助言等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の規定内容の妥当性の確保が図られる。
(4) 個人情報保護委員会への届出制の創設	<ul style="list-style-type: none"> 独自の保護措置を条例で規定した地方公共団体は、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出る義務を負う。 個人情報保護委員会は、必要に応じて、指導・助言・勧告等の監督を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会の下で条例の内容が一元的に把握され、条例の規定内容の是正の端緒となる。 届出内容が公表されることにより、条例の一覧性が高まり、関係者の利便性の向上につながる。
(5) 是正の要求等の国の関与	<ul style="list-style-type: none"> 国は、違法・著しく適正を欠く場合に、是正の要求等の国の関与を行うことができる。 地方公共団体は、是正のための必要な措置を講じる義務を負う。 是正に関する争いは、国地方係争処理委員会、さらには裁判所によって判断される。 	<p>① 是正の要求等 ② 審判の申出 (①に不服があるとき) ③ 是正の要求等 ④ 審判に関する提起 (③の勧告等に不服があるとき等) ⑤ 不作為に関する提起 (地方公共団体が③に係る措置を講じないとき等)</p>

●どんな規定が国と自治体で違うのか

	規定している団体数(都道府県・市区町村に占める割合：%)			
	都道府県		市区町村	
個人情報の処理形態の範囲	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
死者に関する情報(※)	30	(63.8%)	1,001	(57.5%)
個人情報の保有状況を記録した帳簿等の作成	47	(100.0%)	1,659	(95.3%)
情報の種類(要配慮個人情報)による収集・記録規制(※)	45	(95.7%)	1,642	(94.3%)
利用・提供の規制	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
外部機関とのオンライン結合制限(※)	44	(93.6%)	1,631	(93.7%)
維持管理に関する規制	47	(100.0%)	1,740	(99.9%)
自己情報の開示の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の訂正の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の利用停止の請求等	47	(100.0%)	1,688	(97.0%)
外部委託時の規制	47	(100.0%)	1,739	(99.9%)
個人情報を取り扱う職員の責務	47	(100.0%)	1,702	(97.8%)
当該地方公共団体職員に対する罰則	47	(100.0%)	1,309	(75.2%)

(※)地方の独自規定

総務省の調べでは、上図のように自治体間でも規定している項目が異なる。さらに国にない独自の規定(※印)として、死者に関する情報、情報の種類(要配慮個人情報)による収集・記録の規制、外部機関とのオンライン結合制限をあげている。

●争点としての「外部オンライン結合制限」規定

この自治体の独自規定で、国と地方の争点になってきたのは「外部機関とのオンライン結合制限」規定だ。自治体により規定の仕方は異なるが、「個人情報を処理するために、その自治体以外の機関との通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない」とか、「必要な保護措置が講じられている場合に限り、通信回線による電子計算組織の結合ができる」という規定がされている。

ただ結合できる例外的な場合として「法令の定めがある場合」「審議会が特に必要と認める場合」などを定めており、この規定によって住基ネットやマイナンバー制度などに不参加の自治体はない(「住基ネット不参加自治体」は、国が約束に反して個人情報保護措置を講じていないこと等を理由にしていた)。

規制の内容	国の制度	地方公共団体の現状
保有している個人情報の安全確保措置、目的外利用・提供の制限	安全確保措置（行個法6条） ※総務省の指針において、不正アクセスや情報漏えいの防止等の措置が求められている。	安全確保措置に係る規定 有り：1,783団体 無し：5団体
	目的外利用・提供の制限（同8条）	目的外利用・提供の制限に係る規定
	-	オンライン結合制限規定 有り：1,669団体 無し：119団体

<p>（行個法にオンライン結合制限規定が無い理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、実態に即しないし、合理性を欠く ○利用・提供規定の運用を必要に応じ厳格に実施することが有効 （「解説 行政機関等個人情報保護法」総務省行政官理局） <p>※行個法の趣旨を踏まえ、地方公共団体におけるオンライン結合制限について見直し等の適切な判断が必要である旨、総務省より通知（平成29年）</p>	<p>（条例のオンライン結合の制限規定の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オンライン結合を一律に禁止している地方公共団体はない。 ○オンライン結合を可能とする要件として、 <ul style="list-style-type: none"> ・「法令に定めがある場合」や「公益上の必要性」 ・「個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止…のために必要な措置が講じられていると認められる場合」（行個法の安全確保措置と同等の内容）を規定している団体がある。 ○オンライン結合を可能とする要件として審議会等の意見聴取手続を規定している団体がある。
--	--

■ 検討の方向性

オンライン結合制限について、共通ルールとして行個法6条（安全確保措置）や8条（目的外利用・提供の制限）と同等の規律を導入し、国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うこととしてはどうか。（これにより、地方公共団体が条例で定めるオンライン結合制限の目的は達成されるのではないか。）

それでも国はことあるごとに、IT社会実現に支障として見直し（廃止）を求めてきた。今回の「最終報告」では行政機関個人情報保護法第6条、第8条等により個人情報の安全性の確保等が図られているため、オンライン結合制限規定を置くことは不要で「共通ルールには当該規定は設けない」と明記している(37頁)。

しかし自治体は国の法律があっても、93% 1669 団体がこの規定を維持してきた。それはこの規定が、住民情報の管理は自治体が責任を持つ、という住民との約束として作られてきたからだ。

▽ ▽ ▽

論点は明らかである。地方自治を守り、自治体による条例制定権を守ることは、私たちの主権を守ることであり、生活を守ることである。

個人情報保護法改正案がデジタル庁関連一括法案として国会に上程される可能性も残されている。そうなれば、個人情報保護法改正案の論議時間はほとんどなくなることが危惧される。コロナ禍の対応を誤り続け、支持率が急落している菅政権だが、だからこそ看板政策のデジタル庁関連法案は強行突破してくることが予想される。

1月18日の施政方針演説において菅首相は次のように述べている・

『デジタル庁の創設は、改革の象徴であり、組織の縦割りを排し、強力な権能と初年度は三千億円の予算を持った司令塔として、国全体のデジタル化を主導します。』

一兆円規模の緊急対策として改革に着手し、全国規模のクラウド移行に向け、今後五年間で自治体のシステムも統一、標準化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上を徹底してまいります。』

業務の効率化が住民サービスの向上に逆行する事態を招いたのは、公立病院を縮小し、保健所機能を麻痺させて新型コロナ感染症対策に失敗したことをみれば明らかだ。仮にデジタル庁設置や個人情報保護法改悪を強行することがあるなら、失政に上塗りすることになることを警告しなければならない。

<参考資料>

個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（2020年12月 個人情報保護見直しに関するタスクホース）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000212539>

個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（概要）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000212540>

個人情報保護法制 2000 個問題について（平成 28 年 11 月一般財団法人情報法制研究所 新潟大学教授 鈴木 正朝 情報セキュリティ大学院大学教授 湯浅 壘道）

<http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/PDF/%EF%BC%91%EF%BC%97/2000komonndai.pdf>

共通番号（マイナンバー） いらぬネットブログから原田富弘氏のレポート、および 2021 年 1 月 11 日学習会資料（原田富弘氏）

<http://www.jca.apc.org/activist/?p=1700> （レポートの最下段に学習会資料 PDF）